

毎年3月から4月にかけては入社、転勤の多い月です。事業主の方は、新たに従業員を採用したときは、「被保険者資格取得届」を社会保険事務所に提出することになっていきます。

すみやかに!!

加入すべき人は

適用事業所に常時使用される人は、本人の意志や国籍、性別、賃金の額などに関係なく健康保険、厚生年金保険の被保険者となることになっていきます。(65歳以上の人は健康保険のみ)

ただし、季節的・臨時的業務に使用される人など一定の条件にあてはまる場合は、除かれます。

・厚生年金は65歳まで

(4面に関連記事)

適用事業所に使用される人でも、65歳になると厚生年金の被保険者の資格を喪失します。

ただし、65歳になっても、老齢基礎年金等の受給資格期間ができるまでであらためて任意加入することができます。

(高齢任意加入被保険者制度)

加入の時期は

被保険者の資格取得日は、「使用されるようになった日」ですが、これは事実上の使用関係が発生した日という意味です。

たとえば、試用期間、見習期間というかたちで使用される場合は最初から被保険者となります。



報酬月額

被保険者が事業主から労務の対象として受けるもので、金銭・現物(社宅・食事など)が対象となります。なお、新規採用者については支給の実績がないので、今後受けるであろう報酬月額を届けることになります。

届書の提出

事業主は、新たに人を採用した場合は「被保険者資格取得届」を5日以内に管轄の社会保険事務所へ提出することになっています。

この届書が遅れたり、採用日(資格取得年月日)を誤ったりすると、急な病気やケガになっても保険診療が受けられないことになってしまいます。

また、将来年金を受ける際に、資格期間が一部もれたり、年金額が低くなったりして、不都合な事態が生じる原因となりますので、ご注意ください。

被保険者に知らせる

事業主の方は、社会保険事務所から送付された健康保険被保険者証、年金手帳等を被保険者に交付するとともに、資格取得確認通知書の内容(資格取得年月日、標準報酬月額等)を知らせることが義務づけられています。



事業主のみなさんへ

資格取得届は

正しく

資格取得届の 添付書類

① 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険の被保険者であった人については「年金手帳」

② 被扶養者がある人については、「被扶養者異動届」

③ 65歳未満で厚生年金保険・船員保険または国民年金の老齢年金給付を受けている人については、「年金証書」

なお、年金手帳を紛失している場合は、「再交付申請書」

この申請書には、被保険者証を付けて提出していただくこととなっています。

勤務の都合などで、被保険者と被扶養者が遠く離れて居住する場合は、一枚の保険証では何かと不便です。そこで、「遠隔地被保険者証交付申請書」を提出すれば、本人の保険証とは別に「遠隔地被保険者証」が交付されます。(注)

被扶養者の確認も お忘れなく!

春は、卒業、進学、就職のシーズンです。

被扶養者に異動があるときは、「被扶養者異動届」を提出しなければなりません。

保険証がもう一枚 必要になったとき

必要になったとき

←ロメモ

健康保険の被扶養者として認定されるためには、①主として被保険者の収入によって生活していること、②三親等内の親族であることが条件です。

三親等内の親族表



(注) ■ は同居をしていなくても生計維持の関係にあれば被扶養者と認められる。

三二 知識

あなたの職歴が 年金のキー・ポイント。

正確な年金加入期間が判らないと将来、年金を請求するときに決定が遅れたり、受けられないこともあります。

正確な年金加入期間を事前に調べておくとう安心です。



社会保険事務所ではあなたの年金加入期間をお調べします。
詳しくは最寄りの社会保険事務所へお尋ねください。

(※本人、同居の親族又は正当な代理人(要依頼状)が申し出てください。)

▼年金を正しくうけられるよう、忘れることなくすみやかに。

2月から

現況届の様式が変わりました

年金受給権者の加給年金額、加算額の対象者（以下「加対者」という。）が死亡、離婚または、加対者である配偶者が公的年金制度から老齢、退職、障害を支給事由とする年金を受けるようになったときには、「加給年金額対象者不該当届」を提出することとされていますが、この届の早期提出と過払防止の

ために、本年2月から現況届の様式が変更されました。これによって、加対者についても同一世帯として住民票に記載されていることの証明、また、加対者である配偶者が公的年金の受給権を取得している場合にその制度名や年金証書の記号番号を記入するようになりました。なお、次の場合には特別の扱

いとなります。

1、加対者である子が三人以上いる場合は証明にかえて、加対者を含む世帯全員の住民票の写を添付して提出する。

2、受給権者と別世帯の加対者がいる場合は証明に加えて、生計維持の申立書、生存に関する市町村長の証明書または戸籍の抄本を添付して提出する。

▼健康保険の資格は引き続き続きます。

65歳になると 厚生年金保険の 被保険者資格を喪失します

厚生年金保険では、適用事業所に勤めていても、65歳に達すると被保険者の資格を喪失することになります（健康保険は引き続き加入）。
このため、被保険者が65歳になったときは「厚生年金保険被保険者資格喪失届」を65歳になった日から5日以内に社会保

険事務所へ提出してください。なお、65歳で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合、老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない人は、社会保険事務所に申し出て、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者となることができません。



資格喪失届の注意事項

○「資格喪失年月日」欄は、65歳の誕生日の前日を記入してください。

○「資格喪失の原因」欄は、「65歳到達6」を○印で囲んでください。

年金手帳は大切に!

年金手帳を紛失したり、2冊以上の年金手帳をもったまましていると、将来年金を受けるとき加入期間がもれたり、被保険者記録の確認に手間どり、裁定が遅れるケースもありますので、「年金手帳再交付申請書」か「重複取消届」をすみやかに提出し、一人一生一番号を守りましょう。

詳しくは最寄りの社会保険事務所まで



第37回 政府管掌健康保険

全国軟式野球

岡山県大会

平成元年 7月15日～7月16日 県営球場



岡山県大会は、各社会保険事務所ごとに行われる地区(管内)大会を勝ちぬいた上位チームが出場でき、本年8月に岡山で開催される中国地区大会の県代表を決めるものです。
各社会保険事務所ごとの地区(管内)大会は、「支部だより」欄でそれぞれ掲載していますので、参加希望チームはふるって申込んでください。

県大会実施要綱

一、参加資格

①適用事務所ごとに編成されたチームで、一事業所一チームとする。ただし、男子被保険者が四十名未満の事業所は、次の条件で二以上の事業所が連合して一チームを編成する

二、参加チーム人員

一チームのメンバーは、十五名以内(監督一名、選手十四名以内)とする。ただし、監督は選手として出場することができる。

三、適用規則

一九八九年公認野球規則による。

四、使用球及び試合方法

全日本軟式野球連盟公認球(新A号)を使用し、トーナメント方式とする。

五、表彰

上位チームには、賞状と賞品

を授与する。

六、開催日及び開催場所

平成元年7月15日(土)～16日(日)
岡山県営球場
(岡山市いずみ町)

七、参加申込み

参加希望チームは次の様式による申込書で、それぞれの地区(管内)大会に申込みこと。

八、その他

申込み先は、本紙「支部だより」欄を参照して下さい。
本年は中国地区大会を当県において開催することになり、県大会の上位二チームが、本年8月30日(水)～31日(木)に岡山県営球場で行われる中国地区大会に参加することになります。

(様式)

第37回政府管掌健康保険全国軟式野球岡山県大会
○○地区(管内)大会参加申込書

氏名	年齢	健康保険証 記号番号	資格取得 年月日	職名	守備位置	備考
						監督 主記入

上記のとおり申込みます。平成 年 月 日

事業所名称
所在地
責任者氏名
電話

年に一度は

成人病予防健診を受けましょう。

お知らせ

健診実施機関の岡山健康管理センターの名称が
社会保険岡山健康管理センターに変わりました。

支部だより



第37回政管健保全国軟式野球

岡山東大会の開催について

岡山東社会保険事務所管内の各地区予選の選抜8チームにて次のとおり開催します。

○大会参加資格

県大会実施要綱に準ずる。

(本紙全県版を参照ください。)

○開催日

平成元年5月13日(土)・14日(日)

○場所

岡山県営球場補助グラウンド(両日)

○申込先

岡山東大会までに各地区予選を行いますので申込先及び申込方法については、先月号を参照ください。

○申込締切日

岡山旭東及び岡山旭西地区

平成元年3月31日(金) 締切

西大寺・邑久地区

平成元年3月31日(金) 締切

東備地区

平成元年3月25日(土) 締切

『健康づくり』

第七回ボウリング旭東、旭西地区協議会大会おわる

社会保険委員会旭東、旭西地区協議会では、岡山東社会保険事務所並びに(財)岡山県社会保険協会岡山東支部の後援により、健康づくりボウリング大会を、2月26日岡山フェアレインにおいて開催し、参加四十チーム百二十名により熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

◎団体の部

優勝 岡山立石電機(株)

(二年連続) 一五七八ピン

準優勝 中国精油(株)B

一四五三ピン

第三位 (医法社団) 良友会山陽病院

一四五一ピン

第四位 岡山県土地開発公社A

一四三九ピン

第五位 三菱金属(株)岡山工場

一四一一ピン

◎個人の部

優勝 三宅淳子(岡山立石電機(株))

五五六ピン



団体戦優勝の岡山立石電機(株)チーム

準優勝 藤原紀仁(成和サプレッター) 五二九ピン

第三位 山本寛徳(岡山立石電機(株)) 五二七ピン

第四位 松井政勝(清水産業(株))

(シニア特別賞も受賞) 五二五ピン

第五位 中田 守(中国精油(株))

五二二ピン



第37回政管健保全国軟式野球

岡山西大会の開催について

地区大会を次のとおり開催します。

年金や医療費など 給付金の財源となる **社会保険料は**
納入期限までに納めましょう!!

○大会参加資格

県大会実施要綱に準ずる。

(本紙全県版を参照ください。)

○開催日

平成元年5月27日(土)・28日(日)

予備日

平成元年6月10日(土)

○場所

岡山県営球場補助グラウンドA・B



第37回政管健保全国軟式野球

倉敷東地区(管内)大会の開催について

倉敷東社会保険事務所管内の地区大会を次のとおり開催します。

○大会参加資格

県大会要綱に準ずる。

○開催日

平成元年5月14日(日)

○場所

倉敷市営球場

○申込方法及び締切日

申込書(様式は本紙全県版を参照)を提出。

平成元年3月31日(金)締切

○申込先及び区分

倉敷東地区大会までに各地区予選

を行いますので次の区分で申込んでください。

倉敷地区 倉敷市鶴形一―九―二五

倉敷繊維加工(株)

児島地区 倉敷市児島下ノ町五―

五―三

日本被服(株)

水島地区 倉敷市南畝四―一―一

東京製鉄(株)岡山工場

総社地区 総社市井尻野七七

享栄工業(株)



第37回政管健保全国軟式野球

倉敷西地区(管内)大会の開催について

地区大会を次のとおり開催します。

○大会参加資格

県大会実施要綱に準ずる。

(本紙全県版を参照ください。)

開催日 平成元年5月21日(日)

場所 里庄町野球場

○申込方法及び締切日

申込書(様式は本紙全県版を参照)を提出。

平成元年4月8日(土)締切

○申込先及び区分

玉島地区 逸見建設(株)

浅口郡金光町上竹二一八〇

笠岡地区 笠岡通運(株)

笠岡市笠岡五五九七―一

井原地区 (株)化繊ノズル製作所

井原市西江原町一四七九―一

◎予選の選抜4チームにより実施



第37回政管健保全国軟式野球

津山地区(管内)大会の開催について

地区大会を次のとおり開催します。

○大会参加資格

県大会実施要綱に準ずる。

(本紙全県版を参照ください。)

○開催日

平成元年5月21日(日)

○場所

津山スポーツセンター

(津山市勝部)

○申込方法及び締切日

申込書(様式は本紙全県版を参照)を提出のこと

平成元年4月15日(土)締切

○申込先

津山市田町一―二―一五

津山社会保険事務所

電話 〇八六八―二―七二一六

今月の顔



光英電子工業株式会社

倉敷市玉島爪崎一四七

鴨井典子

・生まれ…昭和43年1月13日生れ

・住まい…倉敷市福田町

・特技…

・趣味…映画観賞・ジョギング

・好きな言葉…未来

・理想の男性像…誠実で話し上手な人

・今一番したいこと…イギリス旅行

・休日には何を…ショッピング

・得意な料理…チャーハン

・散歩

・散歩

・散歩

『健康づくり』

スキー教室盛大におわる

一日スキー教室を、さる二月五日(日)恩原スキー場で開催したところ、八十余名の参加者を迎え盛大に行われました。

当日は積雪、天候に恵まれ、スキー講師四名により初心者から中上級者に分れ、それぞれ熱心に受講され、有意義な一日終えられました。なお、申込され参加者多数のためお断りした方々には紙上をかりましておわびいたします。



高梁



第37回政管健保全国軟式野球

高梁地区(管内)大会の開催について

地区大会を次のとおり開催します。大会参加資格 県大会実施要綱に準ずる。(本紙全県版を参照ください。)

○開催日

平成元年5月28日(日)

○場所

新見市民グラウンド

○申込方法及び締切日

申込書(様式は本紙全県版を参照)を提出のこと

平成元年4月10日(月)締切

○申込先

高梁市旭町一三九三―五

高梁社会保険事務所

4月の事務相談所あんない

4月10日(月) 川上町商工会

4月17日(月) 新見商工会議所

4月25日(火) 新見商工会議所

なお、北房町の相談所については、4月から廃止しますのでお知らせします。

健保

ひとくち

電話による相談も医療のうち

一度診てもらったあと、容態が気になって医師に電話をし、その指示を求めることがありますが、この場合も、再診の場合と同じ医療費を請求されます。



社会保険クイズ

〔問題〕

一、年金受給者が死亡したときは、届を提出します。

A、現況 B、死亡

二、ボーナスを支払ったら、賞与等支払届を日以内に届出しましょう。

A、5 B、7

〔応募方法〕

官製はがきに解答(□にあてはまる記号)健康保険の記号・番号、住所、氏名を記入のうえ

〒700 岡山市昭和町十二―十五
 (財)岡山県社会保険協会クイズ係
 あて郵送してください。

〆切り 3月31日(当日消印有効)
 当せん 正解者多数の場合は抽せん(5名に記念品を贈呈します)。

発表 本誌4月号に掲載

2月号当せん者(敬称略)

- 川嶋 謙 流郷美枝子
- 茅野ひで子 岩井 浩
- 山本 隆 以上五名です

多数の応募をお待ちしています。